



(参考資料) ESG情報開示基準等について

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社

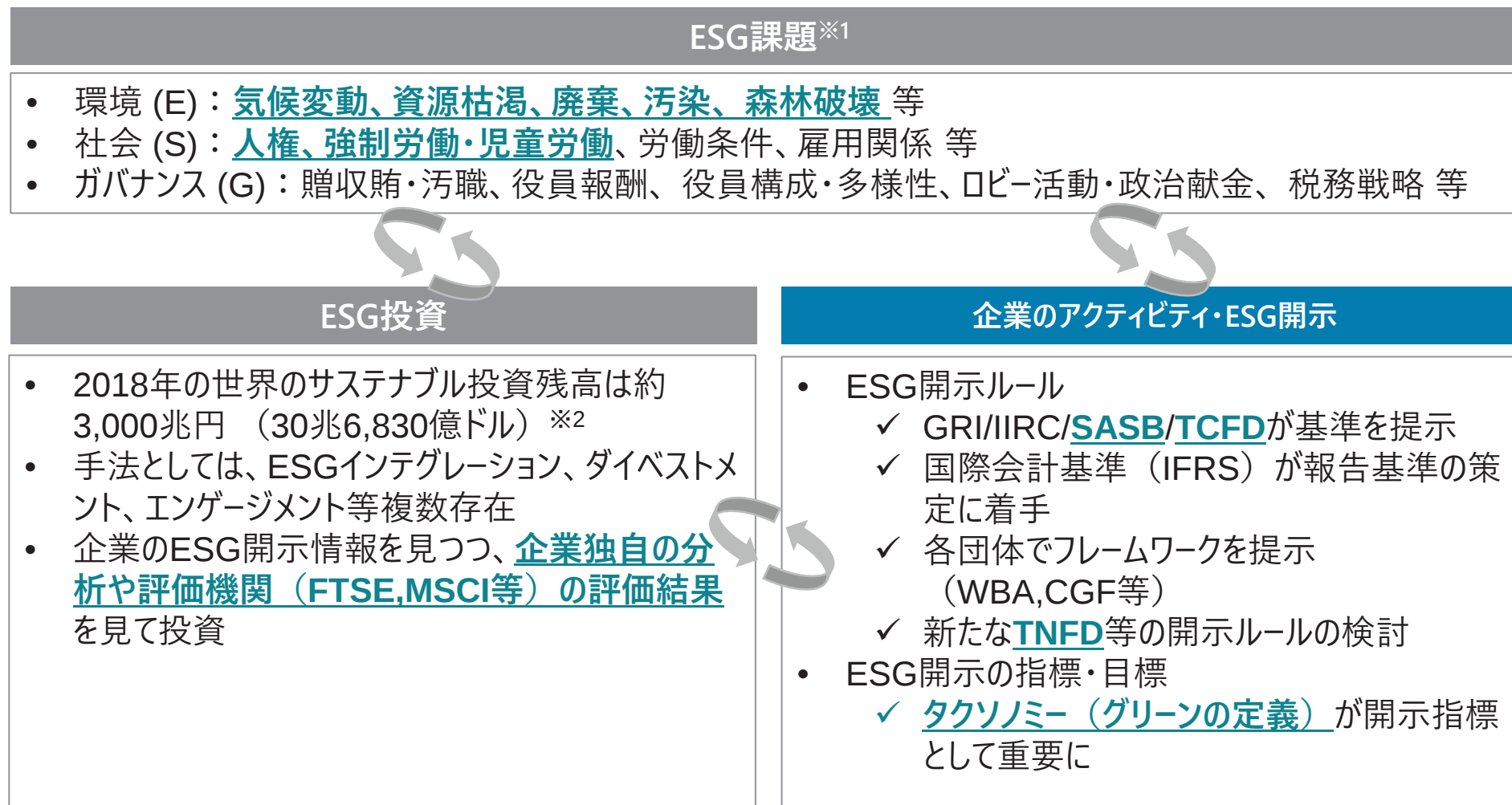
2021年10月



2. 食料・農林水産業における ESG情報開示基準の全体像

ESG課題への対応と、投資家等の開示要請に従い“ESG開示”は推進される

ESG投資を取り巻く全体像



※1 PRI website “What is responsible investment?” ※2 The Global Sustainable Investment Alliance(2019) “2018 Global Sustainable Investment Review

【食料・農林水産業のESG 情報開示の課題】

20以上の団体が食料・農林水産業のESG 情報開示のフレームを提示。この”わかりづらさ”が情報開示における大きな課題

Food and Agriculture Benchmark



TABLE 2: OVERVIEW OF KEY SOURCES AND STAKEHOLDERS CONSULTED

Measurement area	Key sources and stakeholders
Governance and strategy	Global Reporting Initiative (GRI) - Sustainability Accounting Standards Board (SASB) - SDG Impact Standards: Enterprises (2020) - Sustainable Development Goals Disclosure (SDGD) Recommendations (2020) - World Economic Forum (WEF)
Environment	Accountability Framework initiative (AFi) - Agrobiodiversity Index - Aquatic Life Institute - B LAB UNGC - Business Benchmark on Farm Animal Welfare (BBFAW) - CDP Climate - CDP Forests - CDP Water - CFS RAI Principles - Champions 12.3 - Committee on World Food Security (CFS) - Compassion in World Farming (CIWF) - Consumer Goods Forum (CGF) - Ellen MacArthur Foundation (EMF) - FAIRR - Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) - FLW Protocol - Food Foundation - Plating Up Progress - Forest 500 - GHG Protocol Agricultural Guidance (2014) - GLOBALG.A.P. - GRI - KnowTheChain - ProTerra Foundation - Roundtable on Sustainable Palm Oil (RSPO) - SASB - WBA's Seafood Stewardship Index (SSI) - Science Based Targets initiative (SBTi) - Science Based Targets Network - TiFN Food & Nutrition - Wageningen University & Research - Waste and Resources Action Programme (WRAP) - World Organization for Animal Health (OIE) - World Resources Institute (WRI) - World Wide Fund for Nature (WWF) - Zoological Society of London (ZSL) SPOTT
Nutrition	Access to Nutrition Initiative (ATNI) - B LAB UNGC - CFS RAI Principles - Consumer Goods Forum (CGF) - FAIRR - FAO - Forum for the Future - Global Alliance for Improved Nutrition (GAIN) - Global Food Safety Initiative (GFSI) - GRI - Micronutrient Forum - Food Foundation - Plating Up Progress - SASB, SUN Business Network - United Nations Children's Fund (UNICEF) - World Business Council for Sustainable Development (WBCSD) - Workforce Nutrition Alliance
Social inclusion	WBA's Access to Seeds Index (ATSI) - AFI - CFS RAI Principles - CFS Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land - Fisheries and Forests in the Context of National Food Security (VGGT) - WBA's Corporate Human Rights Benchmark (CHRB) - Ethical Trade Initiative (ETI) - FAIRR - FAO - Forest Stewardship Council (FSC) - Forest 500 - Future-Fit Foundation - GRI - IDH - the sustainable trade initiative - International Labour Organization (ILO) - Interlaken Group and Resources Initiative - KnowTheChain - OECD-FAO - Oxfam - Roundtable on Sustainable Biomaterials (RSB) - RSPO - Save the Children - SASB - WBA's social transformation - SSI - UNGP - UN Guiding Principles - WBCSD - World Bank - ZSL SPOTT

出所： the World Benchmarking Alliance (WBA) “Methodology for the Food and Agriculture Benchmark February “

【食料・農林水産業のESG 情報開示基準】

SASBは、77業種について業種毎のサステナビリティ重要項目（マテリアリティ）を特定

SASBのマテリアリティマップ



（参考）SASBによる、投資家に向けたサステナビリティ情報開示における業界別基準

機関概要

- SASB(Sustainability Accounting Standard Board)：投資家のニーズを満たすための、持続可能性に関する情報開示を促進する非営利団体

レポート概要

- 財務情報開示のためのサステナビリティ会計基準を業種毎に策定し公表
- サステナビリティ開示項目（GHG排出、エネルギー、水、労働安全衛生、サプライチェーンの環境・社会的インパクト、原料調達等）について、セクター特有の項目を提示しサステナビリティ基準としての開示指標を作成

		消費財	採鉱・鉱物	金融	食品・飲料	ヘルスケア	インフラストラクチャー	再生可能資源・代替エネルギー	資源活用	サービス	技術・コミュニケーション	運輸
Dimension	General Issue Category	Click to expand	Click to expand	Click to expand	Click to expand	Click to expand	Click to expand	Click to expand	Click to expand	Click to expand	Click to expand	Click to expand
環境	GHG Emissions											
	Air Quality											
	GHG Emissions											
	Energy Management											
社会資本	Water & Wastewater Use											
	Waste & Hazardous Waste											
	Biological Impacts											
	Human Rights & Community Relations											
人的資本	Customer Privacy											
	Data Security											
	Access & Affordability											
	Product Quality & Safety											
イノベーション	Customer Welfare											
	Selling Practices & Product Labeling											
	Labor Practices											
	Employee Health & Safety											
ガバナンス	Employee Engagement, Diversity & Inclusion											
	Product Design & Lifecycle Management											
	Business Model Resilience											
	Tax & Clean Management											
	Resource Sourcing & Efficiency											
	Physical Impacts of Climate Change											
	Business Ethics											
	Competitive Behavior											
	Management of the Legal & Regulatory Environment											
	Critical Incident Risk Management											
	Systemic Risk Management											

GHG排出、エネルギー管理、気候変動による物理的影響を重要課題としている業種の多いセクターは以下の通り

- 採鉱・鉱物
- 食品・飲料
- 運輸
- 再生可能資源・代替エネルギー
- 資源活用
- 技術&コミュニケーション

出所：SASB, "Materiality Map"

【食料・農林水産業のESG 情報開示基準】

SASBでは、食料飲料セクターのマテリアリティマップを公開（農業製品） サプライチェーンの環境および社会的影響を求める

Food & Beverage : Agricultural Products

項目	NO	指標
CO2排出量	FB-AG-110a.1	<u>Scope1排出量の総量</u>
	FB-AG-110a.2	<u>Scope1排出量・削減計画・削減プランの管理と、中長期の戦略についての議論</u>
	FB-AG-110a.3	<u>車両の総燃料消費量、うち再生可能エネルギー比率</u>
エネルギー管理	FB-AG-130a.1	<u>(1) エネルギーの総使用量、(2) グリッドからの電気の割合、(3) 再生可能エネルギー割合</u>
水管理	FB-AG-140a.1	(1) 総取水量、(2) 水の総使用量、ベースライン水ストレスが高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合
	FB-AG-140a.2	水量および/または水質の許可、標準、規制に関連するコンプライアンス違反の件数
	FB-AG-140a.3	水管理リスクの説明とリスクを軽減する戦略と実践の議論
食品安全	FB-AG-250a.1	国際食品安全イニシアチブ（GFSI）監査における（1）非適合率、および（2）（a）メジャーおよび（b）マイナーな不適合に関連する是正措置率
	FB-AG-250a.2	国際食品安全イニシアチブ（GFSI）に承認された食品安全認証プログラムによって認証されたティア1サプライヤー施設からの調達原料割合
	FB-AG-250a.3	(1) 受け取った食品安全違反の通知総数、(2) 是正した割合
労働と安全	FB-AG-320a.1	(1) Total recordable incident rate (TRIR) (2) 死亡率 (3) (a) 雇用者および (b) 季節限定や移民の従業員に対するnear miss frequency rate (NMFR)
原料サプライチェーンの環境および社会的影響	FB-AG-430a.1	第三者機関の環境基準および/または社会基準に認証されている、調達された食品成分の割合、および基準別の割合
	FB-AG-430a.2	サプライヤーの社会的および環境的責任の監査における（1）不適合率および（2）（a）メジャーおよび（b）マイナーな不適合に関連する是正措置率
	FB-AG-430a.3	<u>契約の増加における商品の調達に対する環境や社会へのリスクへの対応と、戦略についての議論</u>
原料調達	FB-AG-440a.1	<u>主要作物の特定と、気候変動によるリスクと機会の説明</u>
	FB-AG-440a.2	<u>ベースライン水ストレスが高いまたは極端に高い地域から調達した食品原料の割合</u>

出所：SASB公式HPを参考にデロイトにて作成

【食料・農林水産業のESG 情報開示基準】

SASBでは、食料飲料セクターのマテリアリティマップを公開（加工製品）

サプライチェーンの環境および社会的影響と、ラベリングやパッケージライフサイクルを求める

Food & Beverage : Processed Foods

項目	NO	指標
エネルギー管理	FB-PF-130a.1	<u>(1) エネルギーの総使用量、(2) グリッドからの電気の割合、(3) 再生可能エネルギー割合</u>
水管理	FB-PF-140a.1	(1) 総取水量、(2) 水の総使用量、ベースライン水ストレスが高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合
	FB-PF-140a.2	水量および/または水質の許可、標準、規制に関連するコンプライアンス違反の件数
	FB-PF-140a.3	水管理リスクの説明とリスクを軽減する戦略と実践の議論
食品安全	FB-PF-250a.1	国際食品安全イニシアチブ（GFSI）監査における（1）非適合率、および（2）（a）メジャーおよび（b）マイナーな不適合に関連する是正措置率
	FB-PF-250a.2	国際食品安全イニシアチブ（GFSI）に承認された食品安全認証プログラムによって認証されたティア1サプライヤー施設からの調達原料割合
	FB-PF-250a.3	(1) 受け取った食品安全違反の通知総数、(2) 是正した割合
	FB-PF-250a.4	(1) 発行されたリコール数および（2）リコールされた食品の合計量
健康・栄養	FB-PF-260a.1	健康・栄養の属性を促進するためにラベルづけおよび/または販売された製品からの収益
	FB-PF-260a.2	栄養・健康に対する消費者の懸念に関連する製品と原料を特定、管理するプロセスの議論
製品ラベリングとマーケティング	FB-PF-270a.1	(1) 子どもに対して行われた広告宣伝の割合、および（2）食事ガイドラインに適合した製品を宣伝する、子どもに対して行われた広告宣伝の割合
	FB-PF-270a.2	(1) 遺伝子組み換え生物（GMO）を含む、（2）非GMO、とラベルが付いた製品の収益
	FB-PF-270a.3	業界または規制によるラベルおよび/またはマーケティングコードの違反事例数
	FB-PF-270a.4	表示および/またはマーケティング慣行に関連する法的手続きの結果としての金銭的損失の総額
パッケージングライフサイクル管理	FB-PF-410a.1	<u>(1) パッケージングの総重量、(2) リサイクルおよび/または再生可能な材料から作られた割合、および（3）リサイクル可能、再利用可能、および/または堆肥化可能な割合</u>
	FB-PF-410a.2	<u>ライフサイクルを通じてパッケージングの環境への影響を減らす戦略の議論</u>
原料サプライチェーンの環境および社会的影響	FB-PF-430a.1	<u>第三者機関の環境基準および/または社会基準に認証されている、調達された食品成分の割合、および基準別の割合</u>
	FB-PF-430a.2	サプライヤーの社会的および環境的責任の監査における（1）不適合率および（2）（a）メジャーおよび（b）マイナーな不適合に関連する是正措置率
原料調達	FB-PF-440a.1	<u>ベースライン水ストレスが高いまたは極端に高い地域から調達した食品原料の割合</u>
	FB-PF-440a.2	<u>優先的な食品原料のリストと、環境および社会的配慮による調達リスクの議論</u>

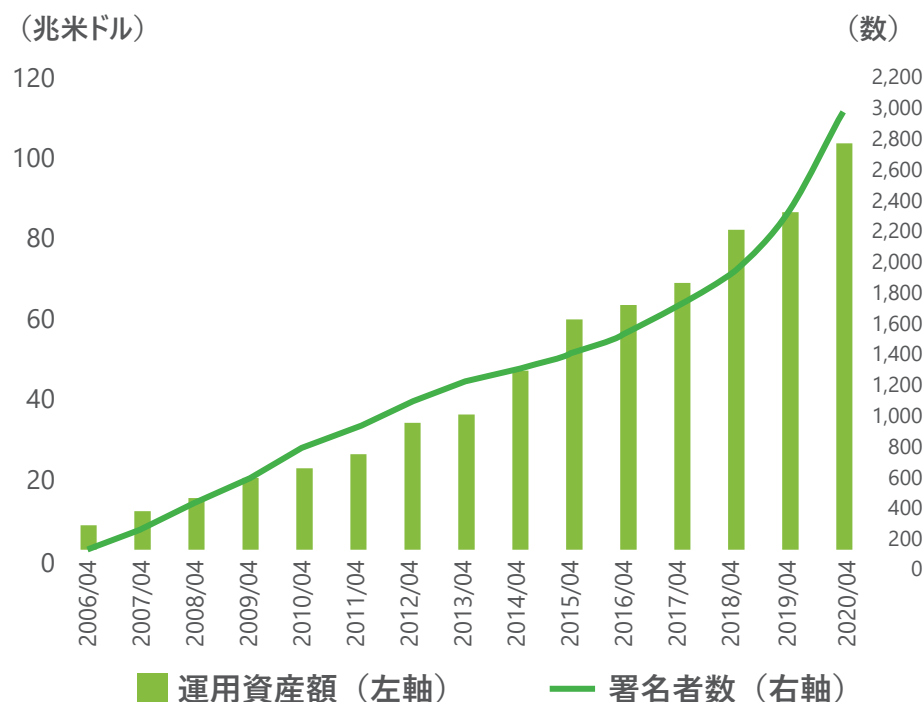
2.ESG情報開示基準の国内外の現状 (CSRD,TNFD,EUタクソノミー等)

ESG投資の拡大トレンドが国内外で進む中で、ESG開示の重要性も増加

約15年間で、年率25%で継続的に増加

- 2006年の公表から10年以上、国連責任投資原則（PRI）の署名機関数は拡大をたどっている
- 2020年4月時点でのPRI署名機関3,038の運用資産合計額は約100兆ドル

PRI署名機関数と運用資産額の推移



PRI/UNEP FIから日本への提言

国連責任投資原則（PRI）、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、Generation Foundationは4月26日、日本でのESG課題や受託者責任（フィデューシャリー・デューティー）の現状と提言をまとめた報告書「Japan roadmap」を発表

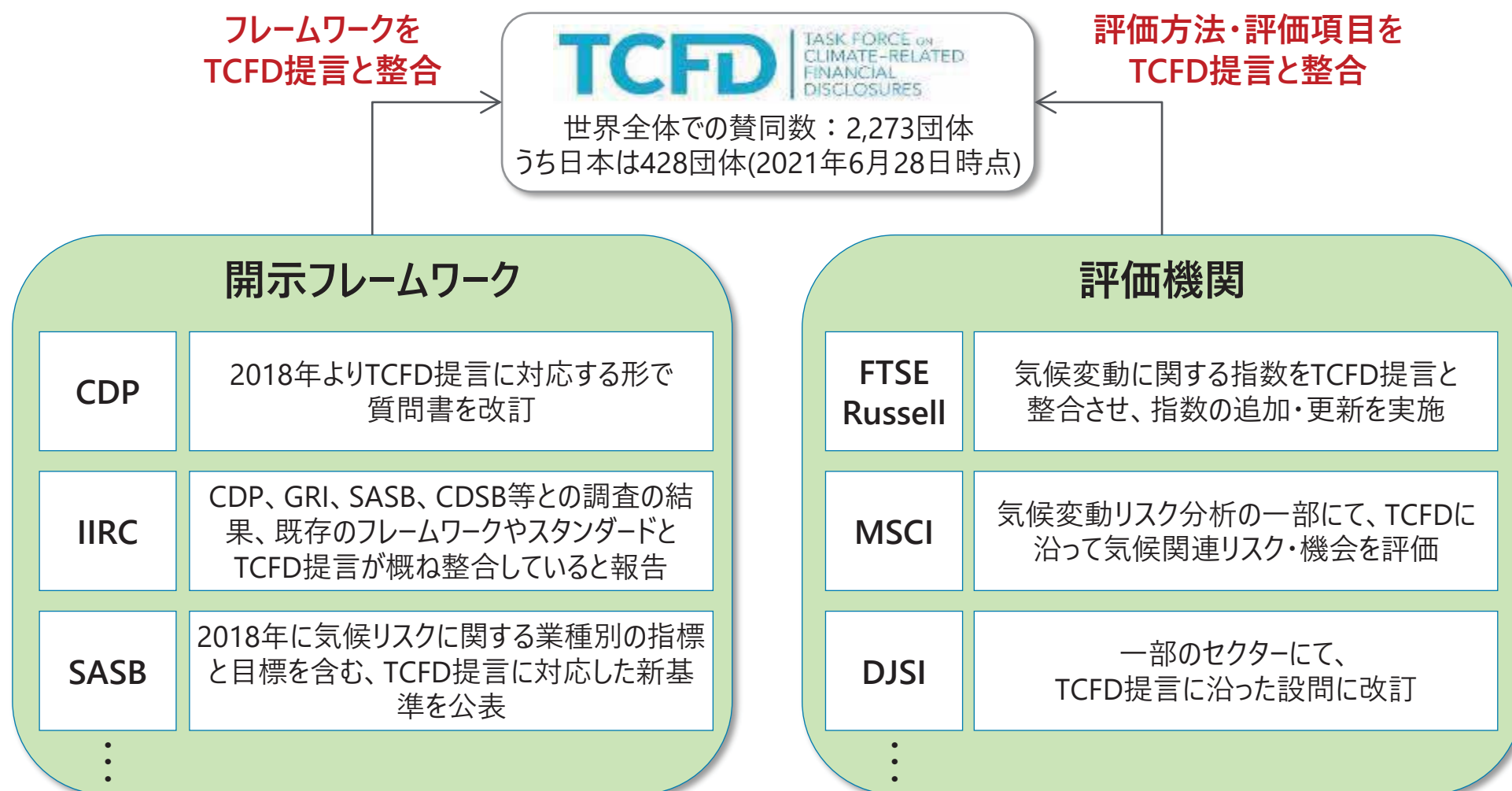
（2017年4月26日）



ESG要素を長期的な視点で考慮しない投資は
受託者責任の欠如

出所：PRI HP及び「Japan roadmap」よりデロイト作成

ESG開示ルールとしては、GRI、IIRC、SASB、TCFDが大所であり 昨今環境（E）では集約化が進む



出所：TCFDガイダンス2.0、FTSE Russell "How the TCFD recommendations are incorporated into FTSE Russell's ESG Ratings and data model"

MSCI Webサイト <https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/climate-solutions/climate-risk-reporting>

【ESG情報基準・フレームワークに関する近年の動向（イニシアティブ）】

2018年以降、ESG情報開示の高度化・標準化を目指す動きが連携しつつある

2018年

IIRC主導による主要5団体が「より良い連携プロジェクト（Better Alignment Project）」を開始

- CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASBの主要5団体に加え、IASB、国際標準化機構（ISO）、米国財務会計基準審議会（FASB）が参加、ESG情報の開示基準やフレームワーク間の整合性を高めることを目的としたプロジェクト
- 2019年9月にTCFDの開示要求事項との関係を整理した報告書^{*1}を公表

世界経済フォーラム（以下WEF）が「ESGのための効果的なエコシステムの構築（Building an Effective Ecosystem for ESG）」プロジェクトを開始

- 2019年1月に報告書^{*2}を公表。基準設定機関だけでなく、ESG評価機関やデータプロバイダーなど、ESG情報に関わる組織の関係の全体を1つのエコシステムと捉え、その透明性を高めることなどを提言

2019年

企業価値算出モデルの確立を目指す「Value Balancing Alliance（VBA）」が発足

- 企業価値算出の手法とそれに基づく会計基準を2022年までに確立することを目指す

2020年

IIRCがフレームワークの改訂ドラフトを公表

- 国際会計基準審議会の10周年に合わせた、初めての改訂としてパブリックコメントを公募

WEFが「ダボス・マニフェスト2020」でステークホルダー資本主義の測定方法を公表

- フォーラム中の国際ビジネス評議会（International Business Council: IBC）のプロジェクト成果として、2020年9月に「ステークホルダー資本主義の測定（Measuring Stakeholder Capitalism）」を公表

IFRS財団が「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」を公表

- 協議ペーパーのフィードバックの分析を実施し、今後の方向性として、まずは気候関連情報を優先しつつその他のESGに関する情報ニーズにも対応すること等を挙げた
- 今後、財団定款の変更案についてパブコメを実施し、COP26までに持続可能性基準審議会（SSB）を立ち上げる予定

GRI、SASB等報告フレームワークの改善に向けた共同アクションを発表

- 特に複雑化していた「マテリアリティ」の概念を整理し、提示することで協働姿勢を強調

^{*1}：Driving Alignment in Climate-related Reporting – Year One of the Better Alignment Project .

^{*2}：World Economic Forum(2019), Seeking Return on ESG: Advancing the Reporting Ecosystem to Unlock Impact for Business and Society.

【ESG情報開示に関する動向】 IFRS財団が「サステナビリティ報告基準の設定主体となるべきか」を問う意見を募集

Consultation Paper on Sustainability Reporting



レポート発行機関/団体：IFRS財団 レポートの概要

- ・ グローバルに統一されたサステナビリティ報告基準の設定に対する要望の高まりを受け、IFRS財団が国際サステナビリティ基準審議会（SSB）を設立し、その役割を担うべきかの意見募集を開始。以下の要素が含まれる。
 - ・ 公的機関及び市場参加者からの十分な支持を達成する
 - ・ グローバルな一貫性及び報告の状況（reporting landscape）における複雑性を減少させる
 - ・ 適切なレベルの資金調達を達成する
 - ・ IFRS財団の現在のミッションを損なわないことを保証する

設問 1

国際的に認められたサステナビリティ報告基準のグローバルセットが必要ですか？

- (a) はいの場合、IFRS財団はこれらの基準を設定する役割を果たし、その基準設定活動をこの分野に拡大する必要がありますか？
- (b) そうでない場合、どのようなアプローチを採用すべきですか？

設問 2

IFRS財団のガバナンス構造の下で運営されるサステナビリティ基準委員会（SSB）の開発は、サステナビリティ報告のさらなる一貫性とグローバルな比較可能性を達成するための適切なアプローチですか？

設問 3

パラグラフ31に記載されている成功の要件（十分なレベルの資金調達と適切なレベルの技術的専門知識を達成するための要件を含む）について、コメントまたは提案された追加がありますか？

設問 4

IFRS財団は、利害関係者との関係を利用して、SSB標準のグローバルな採用と一貫した適用を支援できますか？ もしそうなら、どのような条件下で？

設問 5

IFRS財団は、サステナビリティ報告における既存のイニシアチブをどのように構築し、連携して、さらにグローバルな一貫性を実現できるでしょうか？

設問 6

IFRS財団は、一貫したサステナビリティ報告のためのグローバルなソリューションを見つけるために、既存のイニシアチブに基づいて最善の方法で構築し、連携することができるでしょうか？

設問 7

IFRS財団がSSBを設立する場合、サステナビリティ報告の他の分野にその権限を拡大する可能性がある前に、最初に気候関連の財務開示を作成する必要がありますか？

設問 8

SSBは、気候関連のリスクを焦点を絞って定義する必要がありますか、それともより広範な環境要因を考慮する必要がありますか？

設問 9

SSBがとることができるパラグラフ50の重要性への提案されたアプローチに同意しますか？

設問 10

開示されるサステナビリティ情報は監査可能である必要がありますか、それとも外部保証の対象である必要がありますか？ そうでない場合、開示された情報が信頼でき、意思決定に役立つために、どのような種類の保証が受け入れられますか？

設問 11

ステークホルダーは、私たちの検討のために他のコメントや関連事項を提起することを歓迎するか？

出所：IFRS財団, "Measuring Stakeholder Capitalism" (2020年9月30日)

【ESG情報基準・フレームワークに関する近年の動向（各国政府）】

EU、英国、フランスではすでに気候関連の情報開示を義務化。日本においても開示を推進する動きが活発化しており、米国・中国でも検討中

国名	動向
日本	■ JPX、東証がESG情報開示実践ハンドブックを公表（2020年） ■ 金融庁が記述情報の開示の好事例集2020を公表。また、サステナブルファイナンス有識者会議を設置（2020年） ■ 金融庁がサステナビリティ・TCFDについても言及しているコーポレートガバナンス・コードを6月に改訂（2021年）
EU	■ 非財務情報開示指令（NFRD）施行（2018年） ■ NFRDに関する気候関連情報に係る新たなガイドラインを公表（2019年） ■ NFRDの改訂に関する協議文書を公表（2020年） ■ NFRDの適用対象を拡大する、企業サステナビリティ開示指令（CSRD）に係る提案を公表（2021年4月）
米国	■ ウォーレン民主党議員等が気候変動リスク開示法案を提出（2019年） ■ SEC（米国証券取引委員会）の諮問委員会（IAC）がESGに関して勧告（2020年）
英国	■ 会社法とその関連法（英国気候変動法）において、GHG排出量・エネルギー消費量、財務・事業に影響のある環境事項を義務化（2012年） ■ 2022年までに上場企業と大手アセットオーナーに対するTCFDに沿った開示義務付けを検討中
フランス	■ エネルギー移行法第173条において、気候関連の情報開示を義務化（2015年） ■ 現在TCFD提言にエネルギー移行法を連動させることを検討中
中国	■ 上海、深圳、香港証券取引所にて環境情報を含んだ非財務情報の開示ガイドラインを発行 ■ 生態環境部と証券取引委員会が共同で、TCFDの義務化を検討中。2020年までに全上場企業に気候関連情報を開示を義務付ける予定であったが、現状は不明

出所：各種公表資料

【EUの開示に関する最新動向】

欧州委員会が'21年4月に企業サステナビリティ開示指令（CSRD）の提案内容を公表

企業サステナビリティ開示指令（CSRD）の提案概要

- 4/21に欧州委員会（EC）より、EU非財務開示指令（NFRD）の適用対象などを拡大する、企業サステナビリティ開示指令（Corporate Sustainability Reporting -Directive : CSRD）に係る提案が公表された
 - CSRDでは、非財務情報の代わりにサステナビリティ情報という用語を使用
- CSRDでは、サステナビリティ情報の開示を義務付ける対象企業を、NFRDの従業員数500人以上から、従業員数250人以上の大企業及び従業員数10人未満、または売上高70万ユーロ未満を除くすべての上場企業を対象とし、EU以外に本店がある企業のEU子会社にも適用される。また、大規模子会社の親会社もグループのサステナビリティデータを作成する必要がある。
 - この対象企業の拡大により、対象企業数はNFRDの約11,600社から約49,000社に拡大し、EUを拠点とする全企業の売上高の4分の3がカバーされる（NFRDのカバー率は売上高の47%）。また、上場企業、非上場企業の両社が対象となる。
 - 開示情報は監査され、欧州シングルアクセスポイント（ESAP）に入力される
- 今後、欧州議会、理事会による合意形成に進み、2022年半ばまでに合意された場合には、2023年の会計年度から適用される。
 - 上場中小企業の報告開始時期は報告負担軽減のため後ろ倒しされる



出所：欧州委員会「Corporate Sustainability Reporting Directive proposal」（2021年4月）
https://ec.europa.eu/finance/docs/law/210421-proposal-corporate-sustainability-reporting_en.pdf

【EUの開示に関する最新動向】

非財務情報開示指令（NFRD）改正案の概要（4月21日発表）

対象企業はEU情報開示スタンダードにもとづく開示や保証が義務化される



NFRDとCSRDの違い（改正案のポイント）

	NFRD	CSRD
対象	年間平均従業員が 500 名以上、且つ公共性のある大企業（EU 域内上場企業）	- EU域内すべての大企業*1（上場、非上場、従業員500名以下含む。第三国に本社があるEU域内子会社も対象。） - 上場しているSMEs（micro-enterpriseを除く） *1：Accounting Directive による定義：以下、3条件を満たす企業：(a) バランスシート合計：EUR 20 million、(b) 売上高 EUR 40 million (c)、年間平均従業員 250 人以上
開示要求	- マネジメントレポートでのサステナビリティに関する情報開示を義務化。具体的な内容はNFRDガイドラインで推奨（以下）。 【主な開示項目】 - ビジネスモデル、企業方針及びデューデリジェンス、デューデリジェンスの結果、主要なリスクとその管理方法、非財務KPIs 【報告すべき分野】少なくとも以下の4分野 「環境」「社会・従業員関連」「人権」「汚職・贈収賄防止」 【開示基準】 - ボランタリーガイドライン（① 非財務報告 ② 気候変動に関する報告）はあるが、企業の裁量による開示が可能	- マネジメントレポートでのサステナビリティに関する以下の情報開示を義務化。 【主な開示項目】 - リスク/機会を含むビジネスモデル、戦略、目標設定/進捗、社内体制（経営層を含む）、方針、デューデリジェンスプロセス/実施/結果/対応策等、主要なリスク/対応策、非財務KPIs - 知/人/社会的資本等の無形資産、開示する情報の決定プロセス - サステナビリティ開示規則（SFDR、金融業者向け）及びEUタクソノミー規制に沿った報告 【報告すべき分野】 - ESG 【開示基準】 - 対象企業はEU情報開示スタンダードにもとづく開示が義務（詳細は 2022 年 10 月に委任法にて規定）。 - 第三国に本社がある EU域内子会社は、本社がEU情報開示スタンダードにもとづき情報開示していれば、子会社の義務は免除。 - 財務情報とともに単一電子フォーマット（XHTML）形式で提出。データはEU シングルデータアクセスポイント (ESAP)に組み込む。
保証	非財務情報に関する開示の有無についての確認のみ（開示情報の保証義務については各国の判断に委ねる）	- 開示情報の保証の義務化 - 財務情報と同等レベルの保証を最終目的とするものの、まずは限定的保証の義務化から開始。欧州委員会は将来的なサステナビリティ保証スタンダードの開発を示唆。開発されればこれにもとづき合理的保証の義務化に移行。
適用	2017 年（2018 年より開示スタート）	2023 年の可能性大（2024年より開示スタート）

出所：欧州委員会ウェブサイトよりデロイト作成

【EUの開示に関する最新動向】 非財務情報開示指令（NFRD）改正の背景

NFRD改正の背景及び改正のポイント

NFRD改正案提案の背景及び改正のポイント	
背景	・NFRDは2014年に正式に採択され、対象企業には2018年報告よりNFRDに沿った非財務情報の開示が義務化。その後2017年と2019年に補足として欧州委員会からNFRDのレポートガイドラインが発表。 ・NFRDは、企業に対しサステナビリティに関する 이슈がどのように自社の事業活動に影響を与えるかという視点に加えて、自社の事業活動がどのように社会や環境に影響を与えるかという「ダブルマテリアリティ」の視点での情報開示を義務化し、一定の成果を上げた。一方で、企業による情報開示の質には課題があり、補足として発表されたガイドラインも、この質の向上には十分機能しなかった。 ・欧州委員会は欧州グリーン・ディールの中で、2020年の活動としてNFRD改正案の提案をコミット。2020年12月の決議で、欧州議会は欧州委員会による改正案提案及びEU情報開示スタンダードの開発を歓迎し、合わせて対象企業の拡大と開示情報の保証の義務化についても提唱。 ・2021年4月21日、現行のNFRDのレビュー結果を踏まえ、欧州委員会が現行指令を“Corporate Sustainability Reporting Directive（CSRD）”とする改正案を発表。 ・従来のNFRDは、開示すべき情報が明確ではないことや、複数のその他の情報開示スタンダードに沿った開示が求められていること等から企業にとって負担（コスト）が大きかったが、今回のNFRD改正案は企業にとってもメリットがあるものとしている。
NFRDの課題	・投資家の視点：企業による情報開示の質、量、比較可能性及び信頼性における問題がある ・市民社会等のステークホルダーの視点：指令の対象企業が限定的である ・企業の視点：開示すべき情報が不明確且つ基準が複数あり対応するための負担が大きい（コスト増）
改正案/ CSRDのポイント	・上記NFRDの課題を踏まえ、改正案は以下を中心とした内容となっている。 ①対象企業の拡大（日本企業の子会社も対象となる可能性）、②開示情報の保証の義務化、③EU情報開示スタンダードに沿った開示、④開示情報のデジタル化（単一プラットフォームの利用） ・対象企業の拡大により、対象企業数はNFRDの約11,600社から約49,000社に拡大し、EUを拠点とする全企業の売上高の4分の3がカバーされる（NFRDのカバー率は売上高の47%）。 ・改正案提案の過程で実施されたCSRDのインパクト評価において、①対象企業の拡大、②保証の義務化、③開示スタンダードの導入の3点について複数の選択肢が検討された結果、上記改正案が、情報の利用者（主に投資家）のニーズと企業の負担減の両方を満たす最も望ましい選択肢であると結論付けられた。

出所： 欧州委員会ウェブサイトよりデロイト作成

【EUの開示に関する最新動向】

サステナブルコーポレートガバナンスに関する法制化提案： 人権及び環境に関する企業のデューデリジェンスの義務化が提案されている

デューデリジェンス義務化提案の背景及び義務化のポイント

デューデリジェンス義務化提案の背景及び義務化のポイント	
背景	・欧州は、欧州グリーン・ディール及び、「NextGenerationEU（通称COVID-19リカバリー・プラン）」の双方において、その計画達成のためにはコーポレートガバナンスへのサステナビリティの組み込みが重要であると発表。 ・コーポレートガバナンスにおけるサステナビリティの組み込みは、ビジネスの意思決定において企業が環境、社会、人及び経済への影響を考え、企業のより長期的な思考を促す。またCOVID-19からの復興と、企業の長期的なレジリエンスの構築と成長にも寄与する。 ・これらの背景も踏まえ、2020年に欧州委員会は、持続可能なコーポレートガバナンスを促進させるためのアクションプランの一環として、取締役の任務とサプライチェーンにおけるデューデリジェンスの義務化に関する調査を実施。調査結果をもとに、取締役の任務としてより長期的な視点で環境及び社会的な視点を経営に加味すること等の義務化や、企業の人権及び環境に関するデューデリジェンスの義務化に関する規制の導入について提案し、パブリックコンサルテーションを実施（2020年10月～2021年2月）。 ・サプライチェーンにおけるデューデリジェンスの義務化に関する調査では、新たなボランタリーガイドラインの開発や、NFRDの枠を超える範囲での開示義務の導入、デューデリジェンスの義務化等複数のオプションについて検討が行われ、その結果、デューデリジェンスの義務化によるメリットが大きいと結論付けた。 ・また、2020年4月29日、Didier Reynders 司法担当欧州委員が EU における デューデリジェンス義務化法案を策定する意向を発表した。
デューデリジェンス義務化案の検討ポイント	・カバーする人権の範囲：セクターごとの特定の人権 ⇔ すべての人権 ・対象となる企業の範囲：EU企業のみ ⇔ EU域内で事業を行うすべての企業 大企業のみ ⇔ SMEsを含むすべての企業 ・対象となる事業活動の範囲：自社の活動 ⇔ 関連する事業活動のすべて ・罰則：各国別 ⇔ EU統一
現在の状況	・現在欧州委員会によるインパクト評価が行われており、2021年6月頃までに法案発表予定。 ・詳細は現在議論中だが、欧州議会はEU 域内企業に加えて EU 域内で事業を行う EU 域外企業も対象とする案を提出しており、正式に採択されれば日本企業への影響大（次頁参照）。

【EUの開示に関する最新動向】

EU 域内で事業を行う EU 域外企業も対象となる可能性がある 対象企業はバリューチェーン全体でのデューデリジェンス実施と開示が要求される

日本企業への影響

参考：欧州議会提案内容（抜粋）	
デューデリジェンス義務化規制の目的	EU 域内で事業を行う事業体が、人権・環境・ガバナンスの尊重に関する責務を果たし、自社の事業活動または自社の運営・製品・サービスに直接つながりのある事業関係者^{*1}の活動、またはバリューチェーンを通じて、潜在的あるいは実際の人権・環境・ガバナンスに関する負の影響を引き起こさない、あるいは助長しないようにし、またそれらの負の影響を防止し軽減すること。 *1事業関係者の定義：子会社、サプライヤー、下請事業者等バリューチェーンのすべてで自社の事業運営・製品・サービスに直接的につながりのあるもの
対象	- EU域内で事業を行う大企業（EU域内企業） - 上場しているSMEs、ハイリスクのSMEs EU域外の大企業・上場しているSMEs・ハイリスクセクターで事業を行うSMEsで、EU域内で事業を行う企業
要求内容（一部）	- 自社及び事業関係者の事業活動上の人権・環境・ガバナンスにかかわるリスクについて、デューデリジェンスを継続的に実施すること。（第4条） - デューデリジェンスの結果を労働組合や事業関係者を含む利害関係者に公表すること。デューデリジェンスでリスクを特定した場合には、デューデリジェンス戦略（具体的なリスク、リスクのある企業名や所在地等、対策等を記載）を策定し、公表すること。策定したデューデリジェンス戦略を最低年1回見直すこと。（第4条、第6条、第8条） - デューデリジェンス戦略策定及び見直しの際には、労働組合を含む利害関係者と協議すること。（第5条） - デューデリジェンス戦略に沿った方針を契約や行動規範に盛り込むこと。また対象企業は、下請事業者やサプライヤーも自社のデューデリジェンス戦略に沿った措置を講じているかを定期的に検証すること。（第4条）
罰則	各国国内法で規定
施行日	公布後20日前後

考えられる日本企業への影響	
これまでとの違いと日本企業への影響	- デューデリジェンスは企業による自主的な取り組みから、法律による要求事項となる。 - EU域内で事業を行うすべての企業が対象となった場合、対象となる日本企業にもデューデリジェンスの実施が義務化される。 - 自社が規制の対象外となった場合でも、欧州の取引先が対象の場合は取引先からの要請により影響が出てくる可能性がある。 - デューデリジェンスの実施が、欧州における市場競争力として不可欠なものとなる可能性がある。

出所：欧州議会提案(2020/2129(INL)) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2021-0073_EN.pdf

環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）に含まれるテーマは定まっていないのが実情

	E：環境	S：社会	G：ガバナンス
	✓ 気候変動 ✓ 水使用 ✓ 大気汚染、資源循環 ✓ 生物多様性 ✓ サプライチェーン（環境）	✓ 顧客への責任（医薬品、食品、アルコール等） ✓ 労働慣行 ✓ 労働安全衛生 ✓ 人権・コミュニティ ✓ サプライチェーン（社会）	✓ コーポレートガバナンス ✓ リスクマネジメント ✓ 贈収賄
	✓ 環境報告 ✓ 環境マネジメントシステム ✓ 操業の環境効率 ✓ 環境側面での製品責任 ✓ 気候戦略 ✓ 遺伝子組み換え作物 ✓ 原材料の調達 ✓ リサイクル戦略 ✓ 水関連リスク	✓ 社会報告 ✓ 労働慣行指標 ✓ 人的資源開発 ✓ 人権 ✓ 労働安全衛生 ✓ 有能な人材の確保と維持 ✓ 社会貢献・慈善活動	✓ コーポレートガバナンス ✓ ビジネス行動規範 ✓ マテリアリティ ✓ リスク・危機管理 ✓ 政策への影響 ✓ 非財務でのプロジェクト評価 ✓ サプライチェーンマネジメント ✓ 新興市場戦略 ✓ 顧客関係管理
	✓ 二酸化炭素排出 ✓ 製品カーボンフットプリント ✓ 環境配慮融資 ✓ 温暖化保険リスク ✓ 水資源枯渇 ✓ 生物多様性と土地利用 ✓ 責任ある原材料調達 ✓ 有害物質と廃棄物管理 ✓ 包装材廃棄物 ✓ 家電廃棄物 ✓ クリーンテクノロジー ✓ グリーンビルディング ✓ 再生可能エネルギー	✓ 労働マネジメント ✓ 労働安全衛生 ✓ 人的資源開発 ✓ サプライチェーンと労働管理 ✓ 製品安全・品質 ✓ 製品化学物質安全 ✓ 安全な金融商品 ✓ プライバシー&データセキュリティ ✓ 責任ある投資 ✓ 人口動態保険リスク ✓ 紛争メタル ✓ コミュニケーションへのアクセス ✓ 金融へのアクセス ✓ ヘルスケアへのアクセス ✓ 健康市場機会	✓ 取締役会構成 ✓ 役員報酬 ✓ オーナーシップと支配 ✓ 会計リスク ✓ 企業倫理 ✓ 公正な競争 ✓ 汚職と政治不安 ✓ 財務システムの安定 ✓ 租税回避

出所：各種公開情報よりデロイト作成

各種非財務KPIは多数にわたり把握と開示が求められる

E：環境		S：社会		G：ガバナンス	
マネジメントシステム	✓ ISO14001カバー率 ✓ 環境法令違反発生状況・罰金額	人事・労務	✓ 人材基礎データ（国地域別・年代別、雇用形態別・性別） ✓ 平均年齢・勤続年数 ✓ ダイバーシティ（性別・障がい者率） ✓ ローカル（現地採用）比率 ✓ 組合加入率（国地域別） ✓ 流動性（採用・離職・休職） ✓ 労働時間（国地域別・平均） ✓ 休暇・育休取得率 ✓ 従業員満足度 ✓ 人材育成（1人当たり時間・費用）	コーポレートガバナンス	✓ 取締役会に占める非執行独立取締役比率 ✓ 役員ダイバーシティ方針・実績 ✓ 各取締役の在任期間、保有株式数、選任理由 ✓ 取締役報酬に占める長期インセンティブ比率と決定ロジック ✓ 各委員会の開催数と取締役出席率 ✓ グループ会社の取締役会に占めるローカル率
気候変動・脱炭素	✓ GHG排出総量（スコープ1-2-3） ✓ GHG排出原単位 ✓ GHG削減目標 ✓ GHGオフセット量 ✓ エネルギー使用量（再エネ内訳） ✓ 再エネ導入目標 ✓ GHG削減貢献量 ✓ 製品ライフサイクルCO2排出量	労働安全衛生	✓ OHSAS18001等マネジメントシステムカバー率 ✓ 労災発生状況（度数率・強度率、国地域別） ✓ リスクアセスメント実施率・改善状況	コンプライアンス	✓ 行動規範カバー率 ✓ コンダクトリスク評価率・リスク発生状況・改善率 ✓ コンプライアンス研修実施率 ✓ 内部通報制度カバー率・通報件数・内訳・調査状況 ✓ 贈収賄・競争法・税務関連違反の発生状況・課徴金／罰金額・処分件数
資源循環	✓ 投入資源量 ✓ 廃棄物発生量・排出量（資源別） ✓ リサイクル量・率（資源別） ✓ 有害廃棄物発生量・排出量 ✓ 最終処分量 ✓ 水使用量（水源別） ✓ 排水量・水質（排水先別）	人権	✓ 人権リスク評価（DD）実施率 ✓ 相談／通報制度カバー率 ✓ 相談／通報件数・内訳・調査状況 ✓ 人権リスク発生率・改善率・懲戒処分件数	リスクマネジメント	✓ リスク監査実施状況
汚染の予防	✓ 化学物質移動量（PRTR等） ✓ NOx・SOx・VOC等排出量	調達	✓ 現地サプライヤー調達率・率 ✓ サプライヤー評価制度カバー率・実施率 ✓ サプライヤー相談／通報制度カバー率・相談／通報件数・内訳・調査状況 ✓ 高リスクサプライヤー比率・是正率・取引停止数	政策影響	✓ 政治献金額（国地域別）
生物多様性	✓ MSC・ASC等認証品調達率 ✓ 生物多様性リスク評価率	社会貢献	✓ 社会貢献支出・内訳（寄附・コミュニティ投資） ✓ ボランティア活動参加率・人数 ✓ インパクト評価・経済影響		

【日本の開示に関する最新動向】 2021年5月時点で、83社・8団体が参加



◆設立会員・正会員

味の素株式会社
アセットマネジメントOne株式会社
EY ジャパン株式会社
A G C 株式会社
花王株式会社
株式会社格付投資情報センター
KDDI株式会社
KPMG あずさサステナビリティ株式会社
有限責任 あずさ監査法人
KPMG コンサルティング株式会社
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社
積水ハウス株式会社
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
SOMPOホールディングス株式会社
武田薬品工業株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
有限責任監査法人トーマツ
日本生命保険相互会社
大樹生命保険株式会社
ニッセイ・リース株式会社
株式会社日立製作所
PwC Japan合同会社
株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
三井住友信託銀行株式会社
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
HRガバナンス・リーダーズ株式会社
株式会社三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行株式会社
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
日本たばこ産業株式会社
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
株式会社三井住友銀行
株式会社SMBC日興証券会社
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
株式会社日本総合研究所
日産自動車株式会社
アサヒグループホールディングス株式会社
出光興産株式会社
りそなアセットマネジメント株式会社
オリパス株式会社

◆一般会員

インバスコ・アセット・マネジメント株式会社
オムロン株式会社
サステナブル・ラボ株式会社
株式会社資生堂
第一三共株式会社
不二製油グループ本社株式会社
株式会社ベクトル
株式会社リクルートホールディングス
イオンモール株式会社
第一生命ホールディングス株式会社
エコサイクル株式会社
株式会社新生銀行

株式会社アイフィスジャパン
住友電気工業株式会社
株式会社 島津製作所
伊藤忠商事株式会社
株式会社レイヤーズ・コンサルティング
三井住友ファイナンス&リース株式会社
大和インバスター・リレーションズ株式会社
株式会社リンクスリサーチ
株式会社コトラ
BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
外国法共同事業法律事務所リンクレータース
株式会社ディ・エフ・エフ
三菱商事株式会社
株式会社ベネッセホールディングス
株式会社野村総合研究所

◆オブザーバー

一般社団法人日本IR協議会
日本公認会計士協会
公益社団法人日本証券アナリスト協会
株式会社日本取引所グループ
株式会社東京証券取引所
一般社団法人日本電機工業会
株式会社東洋経済新報社
経済産業省
環境省
日本サステナブル投資フォーラム
金融庁

出所：ESG情報開示研究会HP、会員一覧

【日本の開示に関する最新動向】

ESG情報開示研究会が発足し、勉強会を開催（2021年7月2日で第8回）



ESG情報開示研究会の概要

団体名 (英文)	一般社団法人ESG情報開示研究会 ESG Disclosure Study Group / EDSG
代表理事	北川 哲雄 青山学院大学 名誉教授 / 東京都立大学 特任教授
所在地	東京都千代田区丸の内1-6-6
設立年月	2020年6月15日
主な 活動内容	(1) 効果的で効率的なESG情報開示の フレームワークの探究 (2) ESG情報開示に係る実践例（実証）の蓄積 (3) より良い意思決定に向けた ステークホルダー間の相互理解の促進 (4) 研究成果に関するホワイトペーパーの発行 (5) 前各号に付帯又は関する事業であって、 当法人の目的達成に必要な事業
活動期間	2020年7月～2022年7月頃（約2年間の予定）

- 事業会社・機関投資家・監査法人等による業種の枠を超えた研究会（83社・8団体：2021年5月時点）
- 日立製作所（共同代表理事）、4大監査法人や、三井住友トラスト・アセットマネジメントが理事として参画
- オブザーバーとして、経済産業省、環境省、金融庁なども参画
- 2年間を大きなマイルストーンとし提言を纏める（2022年7月予定）
 - ESG情報開示・エンゲージメントにおける理論の体系化
 - パーパスとビジネスデルの定義、マテリアリティ特定の方法等を既存のフレームワークを活用しながら整理するとともに、業種共通の開示指標を抽出
 - 上記を事業会社のESG情報開示の実務に実際に適用し、ESG情報開示の改善に寄与するかについて実証
 - ESG情報開示における業務の効率化について検討

出所：ESG情報開示研究会HP

TNFD

【自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）】

気候変動や炭素以外の公共財も分析対象としており、自然資本に及ぼす影響について広範囲での情報開示が求められていく可能性

TNFDとは

1

TNFDとは

- 自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）は、企業や金融機関が**自然界への依存度を可視化し、自然環境や生態系に与える影響を評価、管理、報告**する枠組みを検討するために発足した国際イニシアチブ。

2

設立背景

- **自然環境の悪化が及ぼす、経済活動に負の影響が危惧され、経済界で関心が高まっている。**
 - 世界GDPの約半分の経済活動が生態系サービスに依存している。
 - 海洋プラスチック問題や新型コロナウイルスなど、自然関連の新たな脅威の出現もTNFD発足を後押し。

3

目的

- **自然や人々に不利益をもたらす資金の流れを減らし、自然環境にプラスとなる資金の流れへの転換による世界経済の回復力向上を目的とする。**
 - 自然環境にプラスとなる経済への移行により年間最大10兆ドルの経済価値を創出。
 - TNFD着想時には金融機関、フランス・スイス政府が積極的に参画。

4

今後の動向

- **2022年末までに財務関連情報に関するフレームワーク策定とガイドライン発行を目指す。**
- **自然環境にプラスとなる資金フローの実現による経済効果を示し、一般社会の関心を高めていく。**
 - 自然環境にプラスの経済への転換によって2030年までに3.95億人の新規雇用を創出。

出所 TNFD公式HPを参考にデロイトにて作成

【自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）】

政府主導のTCFDとは異なり、国際機関や環境NGOを中心に民間主導で発足し、既に73の金融機関、企業、政府やシンクタンクが参画

TNFDとは

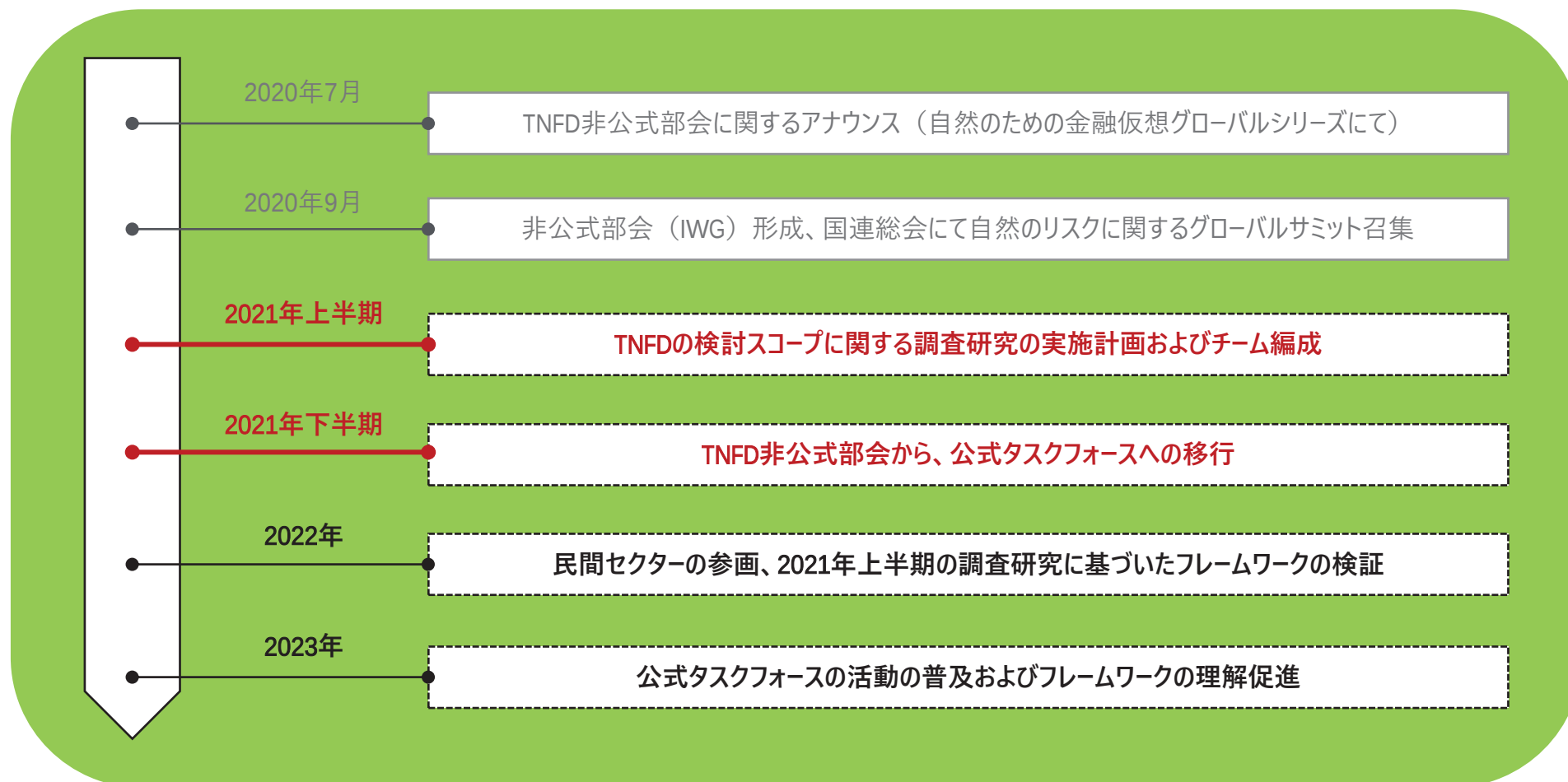
設立時期	2020年7月23日（※「非公式作業部会（IWG）」の発足は2020年9月25日）
運営主体	国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、国連開発計画（UNDP）、世界自然保護基金（WWF）、グローバル・キャノピー（英環境NGO） 
メンバー機関（IWG）	国連生物多様性事務局、世界銀行グループ、国際金融公社（IFC）、地球環境ファシリティ（GEF）、経済協力開発機構（OECD）、欧州復興開発銀行（EBRD）、英環境・食糧・農村地域省、フランス政府、スイス連邦環境省、英グリーンファイナンス研究所（GFI）、WBCSD、CDSB、国連責任投資原則（PRI）、国際金融協会（IIF）、シティグループ、BNPパリバ、HSBC、NatWest Group、スタンダードチャータード、ロイズ・バンキング・グループ、クレディ・スイス、ラボバンク、ストアブランド、ダンスケ銀行、ファーストランド、イエス・バンク、アクサ、ナティクシス、Mirova、ピムコ、Robeco、ウェルズ・ファーゴ・アセット・マネジメント、インボックス・アセット・マネジメント、グラクソ・スミスクライン、BP、ISS ESG等
開示情報	具体的な開示情報は明らかではないが、シナリオ分析の実施や、4つの骨子（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標）の財務的情報の開示など、TCFD骨子の踏襲が見込まれる。
TCFDとの違い	■ TCFDは、G20からの指示を受け、金融安定理事会（FSB）内のイニシアチブとして政府主導で発足されたが、TNFDは民間主導により自発的に発足された。 ■ 企業による事業活動への影響のみならず、社会全体にもたらす影響について、マルチステークホルダー視点での開示、すなわちダブルマテリアリティの視点が求められる可能性がある。

出所 Sustainable Japan, 「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）発足。大手機関投資家がすでに参画」, <https://sustainablejapan.jp/2020/07/24/tnfd/52207/>, (2021.03.17)
EcoNetworks, 「生物多様性がESG投資のメインストリームに TNFDに先駆けた対応を」, <https://www.econetworks.jp/internatenw/2021/02/tnfd/>, (2021.03.18)

【自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）】

2021年はフレームワーク策定に必要な評価項目の研究が主で、2022年以降に民間企業の本格的な参加を通じたフレームワークの実践や検証が予想

TNFDとは



出所 TNFD公式HPを参考にデロイトにて作成

【自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）】

2021年6月4日にTNFDがG7で公式なタスクフォースの承認。2つのレポートを発行

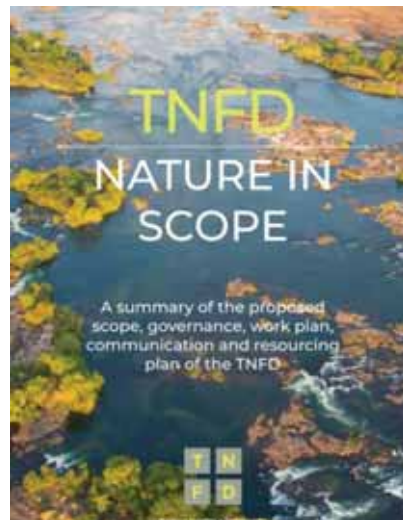
TNFDとレポート

共同議長

David Craig : RefinitivのCEO、ロンドン証券取引所グループ（LSEG）

Elizabeth Maruma Mrema : 国連生物多様性条約（CBD）の事務局長

世界の経済生産の半分以上（44兆米ドルの経済的価値の創出）は、自然環境に高く依存。したがって、人間による野生哺乳類の83%と植物の50%の絶滅は、企業および財政の安定に対する重大なリスクを表している。自然環境にポジティブな移行のための行動は、年間ビジネス価値で最大10.1兆米ドルを生み出し、2030年までに3億9500万人の雇用を創出する可能性がある



‘Nature in Scope’
TNFDのスコップ、ガバナンス、作業計画等を定義



‘Proposed Technical Scope’
スコップの技術的補足書

出所 TNFD公式HPを参考にデロイトにて作成

【自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）】

TCFD同様、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の構成が予定。既存の開示フレームとの統合を意図

Proposed Technical Scope

フレームワーク

ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標という組織の運営方法を中心に構成された4つの柱からなるアプローチを採用する予定



- 自然に「関連するリスクと機会」という用語の使用を、組織の活動と自然の間のつながりによってもたらされる、組織に対するリスクと機会を広く指すために推奨
- 短期的な財務リスクに加えて、長期的なリスクも含まれる。長期的なリスクは、その影響と自然への依存によって表される
- 組織は、自然が組織の当面の財務実績にどのような影響を与えるか("outside in"),だけでなく、組織が(肯定的または否定的に)どのように自然に影響するか("inside out")も開示することを推奨する
- TCFDの財務的な重要性に対するアプローチと整合的
- TNFDは、そのアウトプットをGRI、SASB、CDSB、そして近日中に予定されているIFRS持続可能性委員会が公表しているような、この分野における既存のフレームワークや基準に統合することを意図している
- TNFDに沿った報告資料を作成する際に、金融機関は、企業開示と第三者データソースの両方からのデータを使用することができる

出所 `Proposed Technical Scope`をデロイト仮訳

【自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）】

Proposed Technical Scopeでは、リスクと機会を定義。自然へのインパクト、依存といったリスク機会が存在

Proposed Technical Scope

対象

非金融企業と金融機関の双方

財務諸表に情報を提供し補完し、企業の評価、信用リスク、市場リスク、事業リスクの決定を行う。組織の影響または自然への依存は、現在財務諸表に反映されていないが、様々な利害関係者にとって関連する財務情報となり得る

自然に関連するリスクと機会の定義

短期的な財務リスクに加えて、長期的なリスクも含まれる。長期的なリスクは、その影響と自然への依存度によって表される

- **Impacts**：大気、水、土壌の汚染を含む自然の状態に対する企業やその他の関係者のプラスまたはマイナスの貢献;破砕または破壊、生態系と人間以外の種の生息地;生態系体の変化（TNFDがScience Based Target Network (SBTN) によって提供される影響の定義を採用することを推奨する)
- **Dependencies**：生態系による、人や組織が機能するために依存している自然の人間への貢献の側面。火災や洪水などの危険の防止;炭素隔離等
- **自然に関連する財務上のリスクと機会**：自然への影響や依存の結果として生じる、組織に対するすべての財務上のリスクと機会。これには、規制、市場アクセスその他による自然への悪影響に起因する金銭的損失、および組織が依存する特定の種、生物多様性および/または主要な生態系サービスの損失に起因するコストが含まれるが、これらに限定されない
 - 自然に関連した物理的リスクと機会：物理的リスクは、資産への直接的な損害、生産プロセスや従業員の福利に不可欠な（地域や地域の）生態系サービスの損失、サプライチェーンの混乱による間接的な影響
 - 自然に関連する移行のリスクと機会：自然に起因する移行リスクは、企業が、評判、コンプライアンス、負債または訴訟リスクを含む自然へのマイナスの影響。これによって資産が不採算になり、「座礁資産化」することがある。移行の機会は、市場の選好/需要の変化により企業が経済的に利益を得ている場合に生じる可能性がある
- **Nature-related systemic risks**：(i) 重要な自然システムが適切に機能しなくなるリスクを(ii) 金融機関のポートフォリオ・レベル（組織レベルや取引レベルではない）で発生するリスク(iii) システム全体の金融の安定に対するリスク

出所 `Proposed Technical Scope`をデロイト仮訳

EUタクソミー

EUタクソノミーはサステナブルな経済活動の要件を満たす産業セクターごとの経済活動(農業は策定中)

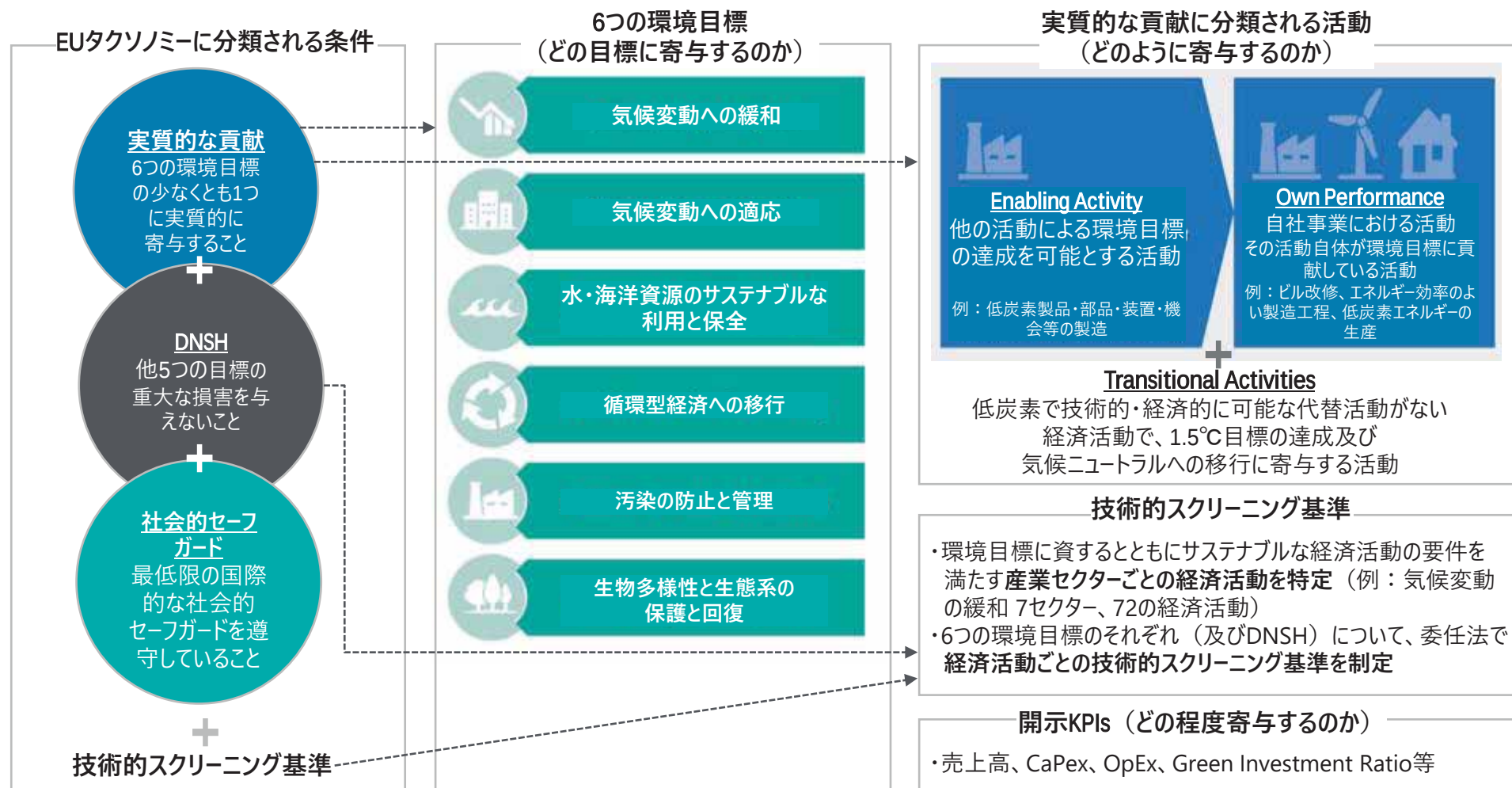
[illegible]

出所：TEG Taxonomy Final Report
https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/200309-sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy_en.pdf

EUタクソミーは企業の活動が「どの環境目標」に「どのように」「どの程度」寄与するのか明らかにする仕組みと言える

EUタクソミーの構成

■ EUタクソミーに分類されるためには、まず特定の環境目標への寄与と分類条件を満たすことが必要



出所： TEG Taxonomy Final Reportよりデロイト作成

EUタクソノミーは、大きく6分野に分かれており、4つの環境目的の保護や社会保障措置、またスクリーニング基準への準拠を追加条件として定めている

EUタクソノミーの条件

1

6つの環境目標のいずれかに貢献すること、または、環境目標を促進させる「Enabling Activities」の活動であること

6 目 標	① 気候変動の緩和 ② 気候変動の適応 ③ 水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全 ④ 循環経済、廃棄物抑制、リサイクル社会への移行 ⑤ 汚染の防止と管理 ⑥ 健全なエコシステムの保全	Enabling Activities	6つの環境目標に基づく経済活動のパフォーマンス改善に貢献する活動であり、次の条件が満たさせる活動 1. 長期的な環境目標を阻害する資本をロックイン化しない 2. ライフサイクル考慮に基づく実質的にポジティブな環境インパクトがある
-------------	---	------------------------	--



2

その他条件

- 対象事業において、その他の環境目標に悪影響を及ぼさないこと（緩和事業の場合、②～⑥）（DNSH評価：Do no significant harm assessment）
- タクソノミー規則第18条：最低限の社会保障措置を遵守すること（例：OECD多国籍企業行動指針や中核的労働基準の4分野・8条約に関するILO宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則、国際人権章典など）
- 技術的なスクリーニング基準に準拠している活動に沿うこと（①考え方②測定基準③閾値の3項目基準）

1. 緩和・適応にかかるスクリーニング基準案は2020年11月20日より4週間の公開協議開始、現在はフィードバックの受付をクローズ（12月18日締）し、2020年Q4に委員会が採用（2021年3月最終報告書発表）
2. 2021年末までに、③～⑥のスクリーニング基準も作成予定

食料・農林水産業はサプライチェーンが長く、農業・林業に加え、使用する側として他の項目を見る必要がある

EUタクソノミー緩和事業の対象セクター：業種（経済活動数）

1. 林業（5）	5. 上水・下水・廃棄物・CO2回収（12）	6.13 バイオマス、バイオガス、バイオ燃料製造
1.1 植林	5.1 水の収集・処理・供給	6.14 ガス送配電ネットワークの改良
1.2 リハビリテーション、修復	5.2 集中型排水処理	6.15 地域暖房/冷房の分布
1.3 森林再生	5.3 下水汚泥の嫌気性消化	6.16 電動ヒートポンプの設置、操作
1.4 森林管理	5.4 発生源分離画分における無害廃棄物の個別の収集と輸送	6.17 集光型太陽光発電からの熱電供給と電力のコージェネレーション
1.5 森林保全	5.5 バイオ廃棄物の嫌気性消化	6.18 地熱エネルギーからの熱/冷熱と電力のコージェネレーション
2. 農業（3）	5.6 バイオ廃棄物の堆肥化	6.19 ガスからの熱/冷熱および電力のコージェネレーション（天然ガス以外も含む）
2.1 多年性作物の栽培	5.7 無害廃棄物からの物質回収	6.20 バイオエネルギー（バイオマス、バイオガス、バイオ燃料）からの熱/冷熱および電力のコージェネレーション
2.2 非永年性作物の栽培	5.8 埋立地ガスの回収と利用	6.21 熱/冷気生成（集光型太陽光発電）
2.3 家畜生産	5.9 CO2の直接空気回収	6.22 熱/冷気生成（地熱）
3. 製造業（9）	5.10 人為的排出物の捕獲	6.23 熱/冷気生成（ガス）（天然ガス以外も含む）
3.1 低炭素技術	5.11 CO2輸送	6.24 熱/冷気生成（バイオエネルギー）
3.2 セメント製造	5.12 捕捉されたCO2の恒久的な隔離	6.25 熱/冷気生成（排熱利用）
3.3 アルミニウム製造	6. 電気・ガス・蒸気・空調供給（25）	7. 輸送業・倉庫業（10）
3.4 鉄鋼製造	6.1 電力生産（太陽光発電）	7.1 旅客鉄道輸送（都市間）
3.5 水素製造	6.2 電力生産（集光型太陽光発電）	7.2 貨物鉄道輸送
3.6 無機化学物質製造	6.3 電力生産（風力発電）	7.3 公共交通機関
3.7 有機化学物質製造	6.4 電力生産（海洋エネルギー）	7.4 低炭素輸送インフラ（陸上輸送）
3.8 肥料・窒素化合物製造	6.5 電力生産（水力発電）	7.5 乗用車・商用車
3.9 一次形態プラスチック製造	6.6 電力生産（地熱発電）	7.6 道路上の貨物輸送サービス
4. 建設・不動産業（4）	6.7 電力生産（天然ガス）	7.7 都市間定期道路輸送
4.1 新築建設	6.8 電力生産（バイオエネルギー）	7.8 内陸旅客水運
4.2 建物改修	6.9 配電	7.9 内陸貨物輸送
4.3 個別の対策と専門的なサービス	6.10 貯蔵（電気）	7.10 低炭素輸送インフラ（水運）
4.4 取得と所有権	6.11 貯蔵（熱エネルギー）	8. 情報・通信業（2）
	6.12 貯蔵（水素）	8.1 データ処理、ホスティング、および関連する活動
		8.2 GHG排出削減のためのデータ駆動型ソリューション

食料・農林水産業はサプライチェーンが長く、農業・林業に加え、使用する側として他の項目を見る必要がある

EUタクソミー適応事業の対象セクター：業種（経済活動数）

1. 林業（5）	4.7 電力生産（天然ガス）	5.8 埋立地ガスの回収と利用
1.1 植林	4.8 電力生産（バイオエネルギー）	5.9 CO2の直接空気回収
1.2 リハビリテーション、修復	4.9 配電	5.10 人為的排出物の捕獲
1.3 森林再生	4.10 貯蔵（電気）	5.11 CO2輸送
1.4 森林管理	4.11 貯蔵（熱エネルギー）	5.12 捕捉されたCO2の恒久的な隔離
1.5 森林保全	4.12 貯蔵（水素）	
2. 農業（3）	4.13 バイオマス、バイオガス、バイオ燃料製造	6. 輸送業・倉庫業（10）
2.1 多年性作物の栽培	4.14 ガス送配電ネットワークの改良	6.1 旅客鉄道輸送（都市間）
2.2 非永年性作物の栽培	4.15 地域暖房/冷房の分布	6.2 貨物鉄道輸送
2.3 家畜生産	4.16 電動ヒートポンプの設置、操作	6.3 公共交通機関
3. 製造業（9）	4.17 集光型太陽光発電からの熱電供給と電力のコージェネレーション	6.4 低炭素輸送インフラ（陸上輸送）
3.1 低炭素技術	4.18 地熱エネルギーからの熱/冷熱と電力のコージェネレーション	6.5 乗用車・商用車
3.2 セメント製造	4.19 ガスからの熱/冷熱および電力のコージェネレーション（天然ガス以外も含む）	6.6 道路上の貨物輸送サービス
3.3 アルミニウム製造	4.20 バイオエネルギー（バイオマス、バイオガス、バイオ燃料）からの熱/冷熱および電力のコージェネレーション	6.7 都市間定期道路輸送
3.4 鉄鋼製造	4.21 熱/冷気生成（集光型太陽光発電）	6.8 内陸旅客水運
3.5 水素製造	4.22 熱/冷気生成（地熱）	6.9 内陸貨物輸送
3.6 窒素製造	4.23 熱/冷気生成（ガス）（天然ガス以外含む）	6.10 低炭素輸送インフラ（水運）
3.7 無機物質製造	4.24 熱/冷気生成（バイオエネルギー）	7. 建設業（2）
3.8 有機物質製造	4.25 熱/冷気生成（排熱利用）	7.1 新築建設
3.9 その他化学物質製造	5. 上水・下水・廃棄物・CO2回収（12）	7.2 建物改修
3.10 一次形態プラスチック製造	5.1 水の収集、粗利、供給	8. 金融業・保険業（1）
4. 電気・ガス・蒸気・空調供給（25）	5.2 集中型排水処理	8.1 侵害保険
4.1 電力生産（太陽光発電）	5.3 下水汚泥の嫌気性消化	9. 専門・化学・技術サービス業（1）
4.2 電力生産（集光型太陽光発電）	5.4 発生源分離画分における無害廃棄物の個別の収集と輸送	9.1 気候変動への適応に専念するエンジニアリング活動及び関連する技術コンサルタント
4.3 電力生産（風力発電）	5.5 バイオ廃棄物の嫌気性消化	
4.4 電力生産（海洋エネルギー）	5.6 バイオ廃棄物の堆肥化	
4.5 電力生産（水力発電）	5.7 無害廃棄物からの物質回収	
4.6 電力生産（地熱発電）		

（参考）EUタクソノミー：技術的スクリーニング基準の例（2021年4月21日発表）

技術的スクリーニング基準例：気候変動の緩和

◆ モーターバイク、乗用車、小型商用車

（6.5 Transport by motorbikes, passenger cars and light commercial vehicles）

（１）気候変動の緩和基準	
閾値	乗用車及び軽商用車の場合
	● 排ガスゼロ車（水素、燃料電池、電気自動車を含む） ● 排出量原単位が最大50gCO₂/km（WLTP）の自動車は2025年まで対象 ● 2026年以降はCO₂排出原単位が0g/km（WLTP）の車両のみが対象
閾値	カテゴリL（小型車）の場合
	● 排ガスゼロ車（水素、燃料電池、電気自動車を含む）

◆ 旅客鉄道（6.1 Passenger interurban rail transport）

（１）気候変動の緩和基準	
閾値	以下のいずれかに該当する場合
	● 直接CO₂排出ゼロ ● 電化区間走行時及び非電化区間を従来型エンジンで走行する際（バイモード）の直接CO₂排出ゼロ

◆ 水力発電（4.5 Electricity generation from hydropower）

（１）気候変動の緩和基準	
閾値	以下のいずれかに該当する場合
	● 流れ込み式水力発電所であり、人工的な貯水槽を持っていない ● 出力密度5 W/m²以上 ● ライフサイクルGHG排出100gCO₂e/kWh以下。



DNSH評価（Do no significant harm assessment）				
（２） 適応	（３） 水	（４） サーキュラー エコノミー	（５） 公害	（６） 生態系

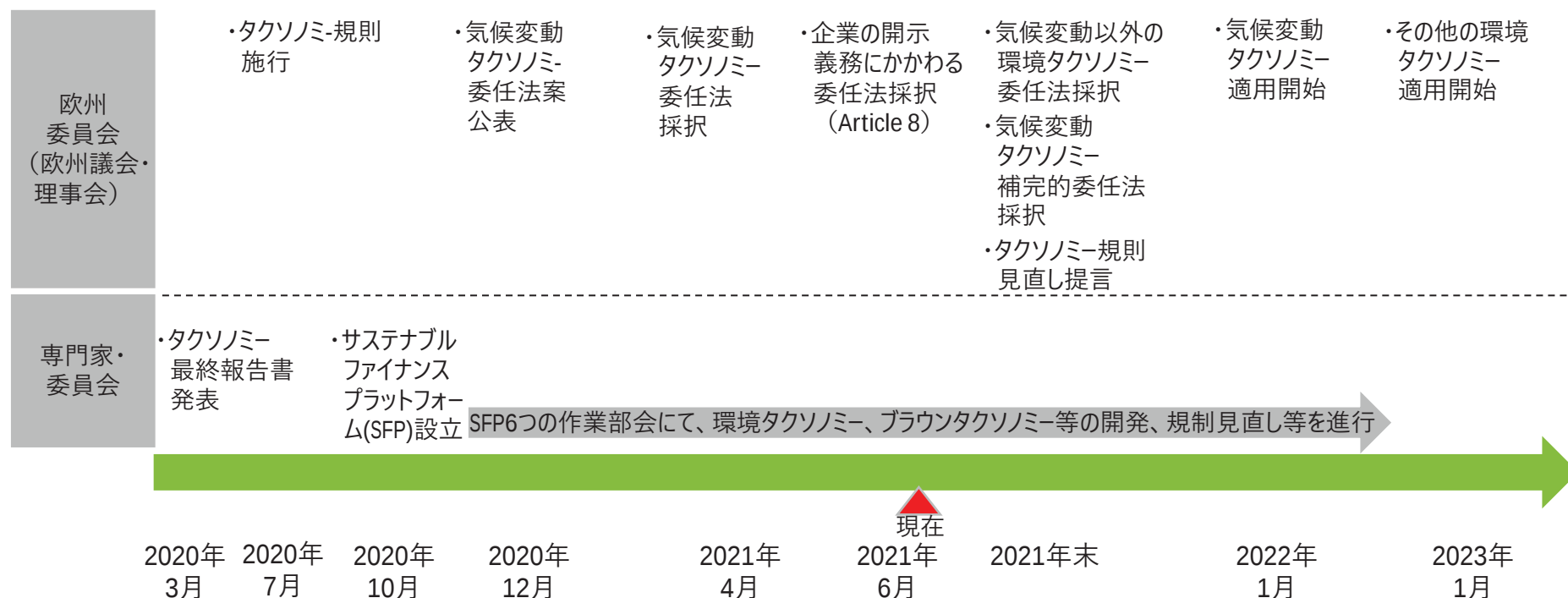
社会的セーフガード （UNGP、OECD、ILO、IBHR等）				
------------------------------------	--	--	--	--

- 技術的スクリーニング基準（特にDNSHの条件）はEUの法律やプロセスに参照しているため、EU以外の企業にとってはチャレンジングな内容が多い。
- EUタクソノミーに合致するかどうかのデータを収集するための社内体制も必要となる。

出所：Text of the EU Taxonomy Climate Delegated Act https://ec.europa.eu/finance/docs/level-2-measures/taxonomy-regulation-delegated-act-2021-2800_en.pdf

2022年1月1日から気候変動タクソノミーに沿った開示要求が適用 今後経済活動及び基準の見直しやブラウンタクソノミー開発等も予定

EUタクソノミー規則に関する今後の主なスケジュール



出所：欧州委員会ウェブサイトよりデロイト作成

(参考) タクソノミー規則の概要 (REGULATION (EU) 2020/852)

REGULATION (EU) 2020/852 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
of 18 June 2020
on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation
(EU) 2019/2088
(Taxonomy Regulation)

タクソノミー規則施行の背景及び規則概要

タクソノミー規則施行の背景及び規則概要	
背景	・欧州の2030年の気候及びエネルギー目標や、欧州グリーン・ディールの達成のためには、サステナブルなプロジェクトや活動に投資の流れを振り向けることが不可欠。さらに、COVID-19のパンデミックにより、資本の流れをサステナブルなプロジェクトや活動に振り向け直し、経済、ビジネス、社会を気候や環境リスクに対してよりレジリエントなものにすることの重要性がさらに強まった。 ・投資をよりサステナブルな活動に振り向けるためには、「サステナブル」の明確な定義と共通言語が必要。 ・上記を背景に、サステナブルファイナンスに関する政策の一つとして、2020年7月EUタクソノミー規則 (Taxonomy Regulation) が施行となり、欧州委員会がアクションプランの一つとしてEUタクソノミーの開発に着手。 ・EUタクソノミーは、企業や投資家、政策担当者に「環境的にサステナブルな経済活動」の適格な定義を提供することで、投資家等をグリーンウォッシングから守り、企業のよりサステナブルな事業活動への移行を助け、最終的には投資を本当に必要なところに振り向けることを促す。
EUタクソノミーとは	・投資活動での活用を目的とした、環境的にサステナブルな経済活動を識別するための分類システム。 ・EUタクソノミーが示す6つの環境目標のうち少なくとも一つに実質的に寄与し、それらの環境目標に著しい負の影響を与えず、また最低限の社会的セーフガードを満たす経済活動を、環境的にサステナブルな経済活動と識別。 ・EUタクソノミーに該当する経済活動の明確な基準については、タクソノミー委任法にて規定。 ・透明性を高めるために、対象となる企業や投資家に対して、タクソノミーに合致する活動の割合等に関する情報開示を義務化。 ・EUタクソノミーは、サステナビリティへの移行を促すものであり、投資家に対してタクソノミーに該当する経済活動への投資を義務化するものではなく、また企業に対してタクソノミーで規定する環境パフォーマンスの達成義務を提示するものでもない。 ・タクソノミー委任法で識別されるサステナブルな経済活動やその基準等は今後適宜更新され、ブラウンタクソノミー (環境に著しい悪影響を及ぼす経済活動) も開発予定。

出所：Taxonomy Regulation (REGULATION (EU) 2020/852) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32020R0852>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

